

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い</p> <p>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p>	<p>第1章 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の取扱い</p> <p>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、次により実施するものとする。</p>
<p>1～4 (省略)</p> <p>5 意見聴取の場を開催する場合の取扱い</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 陳述要領書等の提出</p>	<p>1～4 (同左)</p> <p>5 意見聴取の場を開催する場合の取扱い</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 陳述要領書等の提出</p>
<p>イ 当事者が意見聴取の場において意見を述べる場合には、原則として意見聴取の場の開催の日の7営業日前の日までに、申立先税關の本關知的財産調査官に陳述要領書その他の資料<u>（意見聴取の場で使用するスライド等を含む。以下「陳述要領書等」という。）</u>を提出することができるものとする。陳述要領書等は、陳述要領書等の提出以前に提出された相手方当事者の主張若しくは証拠に反論するためのもの又は自己の主張を明確にするものに限るものとする。</p> <p>(注) 既に提出済みの意見書等において主張していない事項に係る主張又は資料は、正当な事由があると認められる場合を除き、証拠としては採用しない。</p> <p>なお、当事者は、陳述要領書等を提出せずに、既に提出済みの意見書等を用いて意見陳述することができるものとする。</p>	<p>イ 当事者が意見聴取の場において意見を述べる場合には、原則として意見聴取の場の開催の日の7営業日前の日までに、申立先税關の本關知的財産調査官に陳述要領書その他の資料（以下「陳述要領書等」という。）を提出することができるものとする。陳述要領書等は、陳述要領書等の提出以前に提出された相手方当事者の主張若しくは証拠に反論するためのもの又は自己の主張を明確にするものに限るものとする。</p> <p>(注) 既に提出済みの意見書等において主張していない事項に係る主張又は資料は、正当な事由があると認められる場合を除き、証拠としては採用しない。</p> <p>なお、当事者は、陳述要領書等を提出せずに、既に提出済みの意見書等を用いて意見陳述することができるものとする。</p>
<p>ロ及びハ (省略)</p> <p>6～8 (省略)</p> <p>9 意見聴取を書面により実施する場合の取扱い</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合であって、総括知的財産調査官が支障ないと認めるときは、意見聴取の場の開催に代えて、書面により意見聴取を実施して差し支えない。この場合には、申立先税關の本關知的財産調査官は、専門委員及び当事者に対し、書面により実施する旨を連絡するものとする。</p> <p>イ <u>すべての専門委員が意見聴取を書面により実施することを希望する場合</u></p> <p>ロ すべての当事者が意見聴取を書面により実施することを希望する</p>	<p>ロ及びハ (同左)</p> <p>6～8 (同左)</p> <p>9 意見聴取を書面により実施する場合の取扱い</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する場合であって、総括知的財産調査官が支障ないと認めるときは、意見聴取の場の開催に代えて、書面により意見聴取を実施して差し支えない。この場合には、申立先税關の本關知的財産調査官は、専門委員及び当事者に対し、書面により実施する旨を連絡するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>イ すべての当事者が意見聴取を書面により実施することを希望する</p>

新旧対照表

【知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>場合</p> <p>ハ 意見聴取の場の日程等の調整について当事者が協力せず、それが意見聴取の場の開催を不当に遅延させることを目的とするものであると認められる場合</p> <p>(2) (省略)</p> <p>10~15 (省略)</p> <p>第2章 (省略)</p> <p>第3章 (省略)</p>	<p>場合</p> <p>丑 意見聴取の場の日程等の調整について当事者が協力せず、それが意見聴取の場の開催を不当に遅延させることを目的とするものであると認められる場合</p> <p>(2) (同左)</p> <p>10~15 (同左)</p> <p>第2章 (同左)</p> <p>第3章 (同左)</p>